

諮問番号 令和５年度諮問第３号

答申番号 令和５年度答申第３号

## 答申書

### 第１ 審査会の結論

実施機関が行った公文書の公開請求に対する公文書不存在による請求拒否決定は、取り消すべきである。

### 第２ 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和４年３月２９日付けで今帰仁村議会（以下「本件実施機関」という。）に対し、今帰仁村情報公開条例（平成１５年条例第１号。以下「本件情報公開条例」という。）６条１項の規定に基づき、令和３年第３回今帰仁村議会定例会（以下「令和３年第３回定例会」という。）、同年第４回同村議会定例会（以下「令和３年第４回定例会」という。）及び令和４年第１回同村議会定例会（以下「令和４年第１回定例会」という。）における〇〇議員（以下「本件議員」という。）の質問（一般）の休憩中のやり取りを全て含む議事録又はこれに代わる記録の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 本件実施機関は、本件公開請求に対し、本件情報公開条例９条２項の規定に基づき、令和４年４月２７日付け公文書不存在による請求拒否決定通知書（令和４年今議第４１号）の「請求のあった公文書の内容」欄に「令和３年第３回定例会、令和３年第４回定例会、令和４年第１回定例会での〇〇議員の質問（一般）の休憩中のやり取りを全て含む議事録、またはそれに代わる記録。」と記載し、同通知書の「公文書の不存在の状況」欄の「その他」にチェックし、その概要を「一般質問における休憩中のやり取りすべてを含む会議録、またはそれに代わる議事録は作成しておらず、存在しないため。」（以下「本件不存在理由」という。）と記載して、公文書不存在による請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和４年６月１５日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第３ 審査請求人の主張要旨

- 1 今帰仁村議会基本条例（平成３０年条例第１４号。以下「本件議会基本条例」という。）４条２項は、本会議等の原則公開を定めている。原則公開された議会の内容が本件不存在理由により議事録が作成されていないのは、「実施機関は、第１条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成

及び管理を怠ってはならない。」と定める本件情報公開条例4条3項の規定に違反している。また、定例会などでは、議事録を作成するために音声データを録音しており、それを用いて本件公開請求に対して情報を公開できる。

本件処分により、審査請求人は、日本国憲法（昭和21年憲法）の基本的な人権として保障された知る権利を侵害されている。また、本件処分は、本件情報公開条例1条の目的や本件議会基本条例4条の規定に違反している。

- 2 本件審査請求にて審査を求める対象は、令和3年第3回定例会及び令和4年第1回定例会における本件議員の一般質問（以下「本件質問」という。）の部分の会議録原本（議長が発言の取消しを命じた発言及び休憩中の会話等が記載されたもの）並びに本件質問の部分の録音した電磁的記録（休憩中の記録を含むもの）である。令和3年第4回定例会に係る公文書は審査の対象から外して良い。（審査請求人の令和5年7月20日口頭意見陳述、同年10月12日付け今情個審第12号の通知に対する審査請求人の同月24日付け「資料及び主張書面等の提出の求めについて（回答）」）

#### 第4 本件実施機関の弁明

会議録の根拠規定は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）123条にあり、具体的な内容は今帰仁村議会会議規則（昭和62年議会規則第1号。以下「本件会議規則」という。）に規定されている。本件会議規則124条にある15項目の規定に基づき作成された会議録が本会議についての唯一の公文書である。音声データの録音は、会議録作成のための補助手段であり、会議の経過を公的に記録しているのは会議録である。

このような公文書としての会議録の作成及び公表が日本国憲法の基本的な人権としての知る権利、本件情報公開条例1条の目的及び本件議会基本条例4条の規定に対する保障である。また、休憩とは、会議を一時中止することをいい、仮に休憩中に何らかの発言がなされたとしても、それは会議中の発言ではないので議事録作成の義務はない。

以上より、本件処分に違法不当な点はないのであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。なお、調査審議に先立ち、当審査会委員運天寛樹は、今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会規則（令和5年規則第12号）2条4項に基づく当審査会の決議により、その職務の執行から忌避されている。

| 年月日              | 経過                                           |
|------------------|----------------------------------------------|
| 令和 5 年 5 月 26 日  | 今帰仁村長からの諮問書の受理                               |
| 令和 5 年 6 月 7 日   | 本件実施機関からの説明聴取、令和 3 年第 3 回定例会の会議録の見分及び審議      |
| 令和 5 年 7 月 20 日  | 口頭意見陳述、本件実施機関からの説明聴取及び審議                     |
| 令和 5 年 9 月 5 日   | 本件実施機関からの説明聴取及び審議                            |
| 令和 5 年 10 月 23 日 | 今帰仁村長による諮問の取下げ及び本件実施機関からの諮問書の受理              |
| 令和 5 年 10 月 27 日 | 本件実施機関からの説明聴取、令和 3 年第 3 回定例会の会議録の見分及び審議      |
| 令和 5 年 11 月 13 日 | 令和 3 年第 3 回定例会の録音の電磁的記録の見分及び審議               |
| 令和 5 年 11 月 30 日 | 令和 4 年第 1 回定例会の録音の電磁的記録の見分、本件実施機関からの説明聴取及び審議 |

## 第 6 審査会の判断

### 1 理由

#### (1) 関係法令等の定め

本件に関係する地方自治法、本件情報公開条例、本件議会基本条例及び本件会議規則の定めは、別紙 1「関係法令等の定め」のとおりである。

別紙 1 で定義した略称は、以下の本文中においても用いることとする。

#### (2) 認定事実

##### ア 本会議の休憩

本件実施機関の本会議は、議長が休憩を宣告してから再開を宣告するまでの間は休憩となる。休憩には 2 種類あり、議長が「休憩」と宣告して比較的短時間の休憩を行う場合（以下、この休憩のことを「通常休憩」という。）と議長が「暫時休憩」と宣告して一定時間以上の休憩を行う場合（以下、この休憩のことを「暫時休憩」という。）がある。

議場の傍聴席に一度入った傍聴人は、昼食時などにおいて議場内を無人にして議場を施錠する場合を除き、休憩中であることを理由として傍聴席から退席を求められることはない。

##### イ 本会議の会議録の作成手順

本件実施機関の本会議の議事内容は、会期 1 日ごとに、開会又は開議（以下、これらを併せて「開議等」という。）から閉会又は散会若しくは延会（以下、これらを併せて「散会等」という。）まで、本件実施機関の事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が操作する録音システムによって記録媒体に録音されている。令和 3 年及び令和

4年当時、会議の休憩中は、進行中と同様に録音されていたが、暫時休憩の場合に限っては、議会事務局の職員が暫時休憩の開始直後に録音システムを一時停止し、暫時休憩を終了して本会議が再開する直前に録音システムの一時停止を解除することがあった。記録媒体に録音・保存された電磁的記録は、記録媒体の故障等による消失等に備えること（以下「バックアップ」という。）を目的として、散会等の後、直ちに議会事務局の職員によって、議会事務局の会議録作成担当者が主に使用するパソコン内に複製・保存されている。

議会事務局の職員は、会議録の作成のため、本会議の閉会后、反訳業者に対し、会期日数分の録音の電磁的記録が保存されている上記記録媒体及び関係する資料を郵送する。反訳業者は、上記記録媒体中の録音の電磁的記録を基に、休憩中を除いた本会議の開議等から散会等までの内容を反訳して逐語的な反訳原稿を作成し、議会事務局の職員は、その校正作業を行う。反訳原稿の作成及び校正の過程においては、無機能語の削除、単純又は明らかな言い間違い、読み間違い、言葉の誤用、言い直し等の整文、言葉の脱落、省略等により意味が不明又は分かりにくい場合などにおける適切な語句の補充等がされる。校正作業を経て作成された会議録案は議長が確認してこれに署名した後、会議録署名議員がこれに署名して会議録原本が完成する。

会議録原本には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び取り消した発言が記載されている。この会議録原本とは別に、秘密会の議事を掲載せず、議長が取消しを命じた発言及び取り消した発言を「－」の記号に置き換える方法にて削除した配布用会議録も作成される。

なお、上記記録媒体は、反訳業者から反訳原稿とともに議会事務局に返却される。議会事務局の職員は、返却後速やかに上記記録媒体内の録音の電磁的記録を消去している。

#### ウ 本件公開請求の対象となる令和3年第3回定例会の本会議

##### （ア）本件質問が行われた会期

令和3年第3回定例会において、本件質問が行われたのは、令和3年9月8日の本会議であった。

##### （イ）本会議の進行及び休憩とその録音

令和3年第3回定例会の令和3年9月8日の本会議は、午前10時に開議し、午後2時に散会した。本件質問は、同日午前10時50分から午後1時50分頃まで行われ、その間、23回の休憩があり、その種類と時間は、別紙2「令和3年9月8日の本件質問中の休憩

一覧」(以下「本件休憩一覧」という。)のとおりであった。同日の本件質問中の本会議は、本件休憩一覧記載の15回目の休憩(以下「本件昼食時暫時休憩」という。)中に議場が施錠されていた一部の時間を除き、休憩中の時間も含めて全て公開されていた。

議会事務局の職員は、開議の直前に録音システムを作動させ、本件昼食時暫時休憩の開始直後に録音システムを一時停止し、本件昼食時暫時休憩を終了して本会議が再開する直前に録音システムの一時的停止を解除し、最終的に散会の直後に録音システムを停止して、同日の本件質問の進行中の発言、本件昼食時暫時休憩を除く休憩中の会話等を記録媒体に録音・保存した。

(ウ) 録音の電磁的記録

上記(イ)の本会議の際に記録媒体に録音・保存された電磁的記録は、議会事務局の会議録作成担当者が主に使用するパソコン内に複製・保存されている。

(エ) 会議録原本

上記イの手順にて、議会事務局の職員が休憩中を除いた本会議の開議等から散会等までの逐語的な会議録案を作成し、議長が確認してこれに署名した後、会議録署名議員がこれに署名して、令和3年第3回定例会の会議録原本は完成した。

エ 本件公開請求の対象となる令和4年第1回定例会の本会議

本件実施機関は、本件公開請求の対象となる令和4年第1回定例会について、次のとおり説明している。

(ア) 令和4年第1回定例会において、本件質問が行われたのは、令和4年3月18日の本会議であった。

(イ) 上記(ア)の日の本会議において、本件質問は、同日午前10時55分から午後2時29分まで行われ、同日午前11時58分から午後1時30分までは暫時休憩であった。同日の本件質問中の本会議は、当該暫時休憩中に議場が施錠されていた一部の時間を除き、休憩中の時間も含めて公開されていた。

議会事務局の職員は、録音システムにより、同日の本件質問の進行中の発言、当該暫時休憩を除く休憩中の会話等を記録媒体に録音・保存した。

(ウ) 上記(イ)の本会議の際に記録媒体に録音・保存された電磁的記録は、議会事務局の会議録作成担当者が主に使用するパソコン内に複製・保存されている。

(エ) 令和4年第1回定例会の閉会日は、令和4年3月22日であった。

(オ) 議会事務局の職員が、会議録の作成のため、反訳業者に対し、令和 4 年第 1 回定例会の本会議の会期日数分の録音の電磁的記録が保存されている記録媒体及び関係する資料を郵送した日は、令和 4 年 4 月 7 日であった。

(カ) 上記 (オ) の反訳業者が議会事務局に対して令和 4 年第 1 回定例会の本会議の反訳原稿を提出した日は、令和 4 年 6 月 23 日であった。

### (3) 文書の特定

本件実施機関は、本件公開請求に対し、本件質問のうちの休憩時間に限定した会議録が不存在であるとして本件処分を行ったものと認められる。

しかし、本件公開請求に係る公文書公開請求書の「請求する公文書の内容」欄には本件質問の「休憩中のやり取りを全て含む議事録、またはそれに代わる記録」と記載され、審査請求人が当審査会に対して本件質問の部分の会議録原本及び録音の電磁的記録が本件審査請求において審査を求める対象であると説明していることから、進行中の会議録及び電磁的記録も公開請求の対象として検討する必要がある。

### (4) 文書の存否

#### ア 令和 3 年第 3 回定例会の録音の電磁的記録

当審査会が、令和 3 年第 3 回定例会の本会議の録音の電磁的記録のうちの令和 3 年 9 月 8 日の本件質問の部分（以下「本件 3 年 9 月 8 日音声データ」という。）を見分したところ、令和 3 年第 3 回定例会における本件質問の進行中並びに本件休憩一覧記載の 1 回目から 14 回目までの休憩中及び 16 回目から 23 回目までの休憩中の録音の電磁的記録が存在すること、並びに本件昼食時暫時休憩中の録音の電磁的記録が存在しないことが認められる。

#### イ 令和 4 年第 1 回定例会の録音の電磁的記録

当審査会が、令和 4 年第 1 回定例会の本会議の録音の電磁的記録のうちの令和 4 年 3 月 18 日の本件質問の部分（以下「本件 4 年 3 月 18 日音声データ」といい、本件 3 年 9 月 8 日音声データと本件 4 年 3 月 18 日音声データを併せて「本件請求対象各音声データ」という。）を見分したところ、令和 4 年第 1 回定例会における本件質問の進行中及び休憩中（ただし、午前 11 時 58 分から午後 1 時 30 分までの暫時休憩中の部分を除く。）の録音の電磁的記録が存在すること並びに当該暫時休憩中の録音の電磁的記録が存在しないことが認められる。

#### ウ 令和 3 年第 3 回定例会の会議録原本

(ア) 本件質問の進行中及び休憩中の記録

当審査会が、令和３年９月８日の本会議の会議録原本のうちの本件質問の部分（以下「本件請求対象会議録原本」という。）を見分したところ、本件質問の進行中の記録が存在すること並びに通常休憩中及び暫時休憩中の会話等の記録が存在しないことが認められる。

(イ) 取消発言

本件請求対象会議録原本には、議長が、地方自治法 129 条に基づき、発言取消し留保の発言をした上で取消しを命じた別紙 3「本件議員の取り消された発言一覧」（以下「本件取消発言一覧」という。）記載の本件議員の 2 回の発言が記載されていることが認められる（以下、本件請求対象会議録原本のうちの本件各発言が記載された部分を併せて「本件各取消発言記載部分」という。）。

エ 令和４年第１回定例会の会議録

本件実施機関は、反訳業者に対し、令和４年第１回定例会の会期日数分の録音の電磁的記録が保存されている記録媒体及び関係する資料を郵送した日は令和４年４月７日である旨を説明しているところ、この説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件公開請求が行われた令和４年３月 29 日時点において、令和４年第１回定例会の本件質問の部分に係る会議録は存在しなかったものと認められる。

(５) 公文書該当性

本件請求対象会議録原本は、地方自治法 123 条 1 項及び本件会議規則 124 条に基づいて本件実施機関の議長が事務局長に作成させた会議録であって、議会事務局が保管している。

また、本件請求対象各音声データは、議会事務局の職員が会議録原本を作成する基になるものとして本会議の議事内容を録音し、バックアップのために複製して作成した電磁的記録の一部であって、議会事務局の会議録作成担当者が主に使用するパソコン内に保存されている。

したがって、本件請求対象会議録原本及び本件請求対象各音声データは、「実施機関の職員が職務上作成し」た「文書、・・・磁気テープその他これに類するもの」であって、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているもの」という本件情報公開条例 2 条 2 号の要件に該当することから、いずれも公文書であるものと認められる。

(６) 非公開情報該当性

ア 本件情報公開条例 7 条 1 号該当性

本件会議規則 126 条には、「前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。」と規定されている。

しかし、本件会議規則は、地方自治法 120 条に基づき本件実施機関が設けた議会規則であって、条例ではない。また、暫時休憩中に議場が施錠された一部の時間を除いて本件質問中の本会議が公開されていたことからすれば（上記（２）ウ（イ）及び同エ（イ））、その内容について守秘義務が課されているともいえない。

したがって、本件請求対象会議録原本及び本件請求対象各音声データは、本件情報公開条例 7 条 1 号の定める「法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報」には該当しないものと認められる（岐阜地方裁判所平成 22 年（行ウ）第 1 号同年 11 月 24 日判決並びに福井地方裁判所平成 30 年（行ウ）第 3 号及び同第 6 号令和元年 6 月 12 日判決参照）。

イ 本件情報公開条例 7 条 4 号該当性

本件請求対象会議録原本及び本件請求対象各音声データは、議決機関である本件実施機関に関する情報であることから、本件情報公開条例 7 条 4 号柱書きの定める「行政の執行に関する情報」には該当しないものと認められる。

ウ 本件情報公開条例 7 条 2 号及び 3 号該当性

（ア）本件請求対象会議録原本

当審査会が本件請求対象会議録原本を見分したところ、以下のことが認められる。

a 本件請求対象会議録原本のうちの本件各取消発言記載部分以外の部分の記載内容は、既に公開されている配布用会議録と同一であって、本件情報公開条例 7 条 2 号及び 3 号のいずれにも該当しない。

b 本件請求対象会議録原本のうちの本件取消発言一覧記載の 1 回目を取り消された発言（以下「本件発言」という。）について

（a）本件発言の 1 文字目から 11 文字目まで、24 文字目、27 文字目から 41 文字目まで及び 44 文字目から 49 文字目までの各部分に記載された情報は、本件情報公開条例 7 条 2 号の定める

「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等・・・により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定

の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当しない。

- (b) 本件発言の 12 文字目から 23 文字目まで、25 文字目から 26 文字目まで及び 42 文字目から 43 文字目までの各部分に記載された情報（以下、併せて「本件発言各情報」という。）は、本件情報公開条例 7 条 2 号の定める「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」や「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」に該当するものと直ちに認めることはできない。

しかし、この点に関する本件実施機関の弁明が明らかではないこと等から、本件発言各情報が同号に該当しないことが明らかであるともいえない。

- (c) 本件発言は、本件情報公開条例 7 条 3 号の定める「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの」に該当しない。

- c 本件請求対象会議録原本のうちの本件取消発言一覧記載の 2 回目の取り消された発言は、本件情報公開条例 7 条 2 号及び 3 号のいずれにも該当しない。

(イ) 本件請求対象各音声データ

本件請求対象各音声データは会議録原本の基となる録音の電磁的記録であり、当審査会が本件請求対象各音声データを見分したところ、本件請求対象各音声データには本件情報公開条例 7 条 2 号及び 3 号のいずれにも該当しない情報が記録されている部分があるものと認められる。

エ 小括

したがって、本件請求対象会議録原本の大部分は、本件情報公開条例 7 条各号の定める非公開情報に該当しない。また、本件請求対象各音声データには、本件情報公開条例 7 条各号の定める非公開情報に該当しない情報が記録されている部分がある。

2 結論

以上のことから、公文書不存在を理由として本件請求対象会議録原本の全部及び本件請求対象各音声データの全部を公開しなかった本件処分は、取り消すべきである。

本件請求対象会議録原本については、本件発言各情報に本件情報公開条例 7 条 2 号に該当する非公開情報が含まれているかを検討し、非公開情報が含まれている場合には非公開情報を除いて遅滞なく公開すべきであると判断した。

また、本件請求対象各音声データについては、本件情報公開条例 7 条 2 号又は 3 号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がないとはいえないことから、当該部分の有無、当該部分を分離することによる同条例 8 条に基づく部分公開の可否等の検討等を速やかに行うべきであると判断した。

### 3 付言

本件においては、本件実施機関が、公文書公開請求書を受理する際に審査請求人が求める情報を確認して「請求する公文書の内容」欄への追記を促したり、受理後に本件情報公開条例 6 条 2 項の規定に基づく補正の求めを行ったりしていれば、休憩中の情報に限定して公開請求の対象としているか否か等の審査請求人の意図がより明確になり、当該意図に沿って公文書の特定制が行われる余地があったものと認められる。本件実施機関は、公開請求者の求める情報を正確に把握するよう努めることが適当であり、今後の対応において留意すべきである。

また、本件実施機関は、本件情報公開条例 16 条 1 項の規定に基づく諮問を自ら行わなければいけないことを理解しておらず、本件審査請求の受付から本件実施機関による諮問までに 1 年 4 か月以上の期間が経過している。本件実施機関は、審査請求事件の手続を理解し、かつ、手続の大幅な迅速化を図る必要がある。

今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会  
会長 南部 篤史  
委員 仲宗根 朝洋

(別紙 1)

## 関係法令等の定め

### 1 地方自治法

#### (1) 120 条

普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

#### (2) 123 条

1 項 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

2 項 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員がこれに署名しなければならない。

3 項及び 4 項 略

#### (3) 129 条

1 項 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 項 略

### 2 本件情報公開条例

#### (1) 1 条（目的）

この条例は、日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し、村の保有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、村政に関する情報の積極的な公開を図り、もつて村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにするとともに、村政に対する村民の参加を促し、地方自治の本旨に即した公正かつ民主的な村政の推進に資することを目的とする。

#### (2) 2 条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 号 略

2 号 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、磁気テープその他これに類するものであつて、当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして、当該実施機関が現に保有しているものをいう。

(3) 4条（実施機関の責務）

1項及び2項 略

3項 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。

(4) 6条（公開請求の手続）

1項 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

1号ないし3号 略

2項 略

(5) 7条（非公開とすることができる公文書）

実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。

1号 法令又は条例の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アないしオ 略

3号 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

アないしウ 略

4号 行政の執行に関する情報であつて、次に掲げるもの

アないしオ 略

(6) 8条（部分公開）

1項 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録され

ている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認めるときは、この限りでない。

- 2 項 公開請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれのないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（7） 9 条（公開請求に対する決定等）

1 項 略

- 2 項 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該部分を公開しないことと決定した公文書が期間の経過により、非公開情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

（8） 16 条（審査会への諮問等）

- 1 項 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、今帰仁村情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和 5 年条例第 6 号）第 2 条に規定する情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

1 号及び 2 号 略

2 項及び 3 項 略

3 本件議会基本条例

（1） 4 条（村民参加及び村民との連携）

- 1 項 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 項 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会を原則公開する。

3 項ないし 5 項 略

4 本件会議規則

（1） 124 条（会議録の記載事項）

会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

1 号ないし 15 号 略

(2) 125 条（会議録の配布）

会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(3) 126 条（会議録に掲載しない事項）

前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

以上

(別紙 2)

令和 3 年 9 月 8 日の本件質問中の休憩一覧

| 回数    | 種類   | 時間                           |
|-------|------|------------------------------|
| 1 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 6 分から午前 11 時 7 分まで   |
| 2 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 12 分から午前 11 時 12 分まで |
| 3 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 15 分から午前 11 時 17 分まで |
| 4 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 21 分から午前 11 時 21 分まで |
| 5 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 22 分から午前 11 時 23 分まで |
| 6 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 25 分から午前 11 時 25 分まで |
| 7 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 26 分から午前 11 時 26 分まで |
| 8 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 29 分から午前 11 時 30 分まで |
| 9 回目  | 通常休憩 | 午前 11 時 31 分から午前 11 時 32 分まで |
| 10 回目 | 通常休憩 | 午前 11 時 34 分から午前 11 時 34 分まで |
| 11 回目 | 通常休憩 | 午前 11 時 35 分から午前 11 時 36 分まで |
| 12 回目 | 通常休憩 | 午前 11 時 37 分から午前 11 時 37 分まで |
| 13 回目 | 通常休憩 | 午前 11 時 39 分から午前 11 時 39 分まで |
| 14 回目 | 暫時休憩 | 午前 11 時 40 分から午後 0 時頃 (※) まで |
| 15 回目 | 暫時休憩 | 午後 0 時頃 (※) から午後 1 時 30 分まで  |
| 16 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 31 分から午後 1 時 32 分まで   |
| 17 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 32 分から午後 1 時 33 分まで   |
| 18 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 33 分から午後 1 時 33 分まで   |
| 19 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 34 分から午後 1 時 34 分まで   |
| 20 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 37 分から午後 1 時 37 分まで   |
| 21 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 42 分から午後 1 時 45 分まで   |
| 22 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 46 分から午後 1 時 47 分まで   |
| 23 回目 | 通常休憩 | 午後 1 時 47 分から午後 1 時 47 分まで   |

※ 本件請求対象会議録原本には、14 回目の休憩の終了時間と 15 回目の休憩の開始時間が午前 11 時 50 分であったと記載されているが、当審査会が本件 3 年 9 月 8 日音声データを見分したところ、14 回目の休憩時間は 20 分程度あったことから、上記表記載のとおり認定している。

以上

(別紙 3)

本件議員の取り消された発言一覧

- 1 回目の取り消された発言 別紙 2 記載の 7 回目の休憩の直前の発言の一部
  - 2 回目の取り消された発言 別紙 2 記載の 13 回目の休憩の直前の発言の一部
- 以上